

## 長久手市ブロック塀等撤去費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民の生命、身体及び財産を地震による災害から保護するため、ブロック塀等の撤去を実施する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、長久手市補助金等交付規則（昭和60年長久手町規則第6号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 道路等 道路、通学路、公園、広場、公共建築物の敷地等、通常の状態において不特定多数の者が利用することができ、将来にわたって継続して利用される土地をいう。
- (2) ブロック塀等 コンクリートブロック、レンガ、大谷石等の組積造の塀（門柱を含む。）をいう。
- (3) 所有者等 ブロック塀等の所有者又は管理者をいう。
- (4) 一団の土地 同一の利用に供されている土地をいう。
- (5) ブロック塀等の面積 敷地地盤面からの高さに延長を乗じて得た数値をいう。

(補助の対象)

第3条 補助の対象は、市内に存し道路等に面するブロック塀等を当該所有者等が撤去する工事とする。ただし、次の各号に掲げるいずれかに該当するものを除く。

- (1) 国、地方公共団体又はこれらに準ずる団体が行うもの
- (2) 対象となるブロック塀等が公共事業の補償対象となるもの
- (3) 販売を目的として整地や建物解体工事をする際にブロック塀等の撤去をするもの
- (4) 一団の土地において、過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けたもの

2 補助金の交付を受けることができるブロック塀等は、次の各号に掲げるいずれかに該当するものとする。

(1) 道路等からの高さが1メートル以上であるもの

(2) 道路等と敷地地盤面の高さが異なる場合は、道路等からの高さが1メートル以上かつ敷地地盤面からブロック塀等の高さが20センチメートル以上であるもの

3 一団の土地における道路等に面するブロック塀等は原則としてすべて撤去するものとする。

4 所有者等は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないもの又は暴力団員と密接な関係を有しないものとする。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、ブロック塀等の撤去に要した経費と撤去するブロック塀等の面積に1平方メートル当たり10,000円を乗じて得た額のいずれか少ない額の2分の1の額とし、200,000円を限度とする。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（交付の申請及び決定）

第5条 補助金の交付を受けようとする所有者等（以下「申請者」という。）は、ブロック塀等撤去に関する請負契約の締結前かつブロック塀等の撤去に着手する前に、長久手市ブロック塀等撤去費補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出し、交付決定を受けなければならない。

(1) 案内図及び平面図

(2) 撤去工事の内容を表した図面等

(3) 施工業者による撤去工事費の見積内訳書の写し

(4) 工事着手前の写真

(5) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、長久手市ブロック塀等撤去費補

助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

- 3 市長は、前項の決定をする場合において、補助の目的を達成するために必要があると認めたときは、条件を付することができる。

（交付申請の内容の変更又は中止等）

第6条 申請者は、補助金の交付申請の内容を変更又は中止しようとするときは、あらかじめ長久手市ブロック塀等撤去費補助金変更・中止承認申請書（様式第3号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 案内図
- (2) 変更箇所の図面等
- (3) 施工業者による変更後の撤去工事費の見積内訳書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、適当と認めたときは、長久手市ブロック塀等撤去費補助金変更・中止承認通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（完了実績報告書）

第7条 申請者は、ブロック塀等の撤去工事が完了したときは、当該工事の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに長久手市ブロック塀等撤去工事完了実績報告書（様式第5号。以下、「完了実績報告書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 工事請負契約書の写し
- (2) 撤去工事費の領収書の写し
- (3) 工事着手前及び工事完了後の写真
- (4) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）A票及びE票の写し又はこれに代わるもの
- (5) 長久手市ブロック塀等撤去費補助金誓約書（様式第6号）
- (6) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第8条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査の上、

適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、長久手市ブロック塀等撤去費補助金確定通知書（様式第7号）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第9条 申請者は、前条の通知を受けたときは、速やかに長久手市ブロック塀等撤去費補助金支払請求書（様式第8号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求書に基づき、申請者に補助金を支払うものとする。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第10条 市長は、申請者が次の各号に掲げるいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の行為により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金交付決定通知に付した条件、法令又はこの要綱に違反したとき。
- (3) 補助金を交付の目的以外に使用したとき。
- (4) ブロック塀等を撤去した後、新たなブロック塀等を当該一団の土地の道路等に面する場所に設けたとき。
- (5) 一団の土地に面する道路が、建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項に規定する道路の場合に、当該道路内に工作物を築造したとき。
- (6) 第7条に定める期日までに完了実績報告書が提出されなかったとき。
- (7) 第9条第1項の請求書が、補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月末日までに提出されなかったとき。
- (8) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

（書類の保管）

第11条 申請者は、補助金の関係書類を整理し、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年7月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月9日から施行する。